

令和 3 年度春日井市地域防災計画の修正の要旨（案）

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

2 地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

ア 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

（地震新旧 P2～4, 13, 15～17, 20, 25, 35, 37～42, 48）

（風水害等新旧 P1, 2, 4, 6, 8～16, 21, 31, 33, 36～43, 48, 49）

災害対策基本法の改正により、避難勧告及び避難指示（緊急）が一本化されたことに伴う修正、広域避難に関する事項の法的位置づけがされたことに伴う修正、個別避難計画についての措置が明記されたことに伴う追加

イ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

（地震新旧 P9, 22, 23, 31, 38, 42、風水害等新旧 P4, 14, 19, 22, 27, 37, 43）

新型コロナウイルス感染症等の対策を踏まえ、可能な限り多くの避難所を開設することや、段ボールベッド、パーティション等の感染症対策資器材の備蓄の増強、避難所の開設・運営訓練の実施等の対策を追加したことに伴う修正

ウ 指定福祉避難所における円滑な避難の受け入れに関する修正

（地震新旧 P18、風水害等新旧 P10）

災害対策基本法施行規則の改正に伴い、指定福祉避難所において受入対象者を特定して公示することにより、受け入れを想定していない避難者が避難することを未然に防止し、円滑な要配慮者の受け入れが可能となるよう、対策を追加したことに伴う修正

(2) 当市の防災体制の見直し内容を反映するもの

ア 地震災害時における防災体制の見直しに伴う修正 (地震新旧 P26, 29, 30, 42)

気象庁の情報解析能力の改善や、震度計の設置箇所の増加等により、市町村ごとに発表される各地の震度に関する情報の発表までの時間が短縮してきていることから、「愛知県西部で震度 4」等としていた当市の参集基準を見直し、「春日井市で震度 4」等と変更することに伴う修正

イ 当市の組織改正等に伴う防災体制の整理に伴う修正

(地震新旧 P50, 51, 72～74、風水害等新旧 P24～26, 54～57)

市民窓口部に窓口班及び罹災証明班の新設、情報管理部収集整理班における浸水被害調査業務の追加、初動体制時からの指定福祉避難所職員を参集としたことに伴う修正

3 原子力災害対策計画の修正の要旨

愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

原子力発電所における状況の修正、感染症の流行下における避難又は一時移転の際の感染対策の追加、災害対策基本法の改正を踏まえた修正